

うるま市告示第211号

うるま市居宅介護（介護予防）住宅改修に係る取扱事業者の登録及び住宅改修費受領委任払い実施要綱を次のように定める。

令和3年9月13日

うるま市長 中村 正人

うるま市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する実施要綱

うるま市居宅介護（介護予防）住宅改修に係る取扱事業者の登録及び住宅改修費受領委任払い実施要綱（平成21年うるま市告示第84号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条1項に規定する居宅介護福祉用具購入及び法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）並びに法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給について、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護等被保険者」という。）の一時的な費用負担を軽減するため、居宅要介護等被保険者に対して支給される福祉用具購入費又は住宅改修費の受領に関する権限を、法第44条第1項に規定する特定福祉用具若しくは法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具の販売を行う者又は法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修若しくは法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修の施工を行う者（以下「事業者」という。）に委任しその支払いを受けさせること（以下「受領委任払い」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 受領委任払いを申請することができる対象者は、次の各号の全てに該当する居宅要介護等被保険者とする。

- (1) 本市の介護保険被保険者であり、かつ、要介護又は要支援の認定を受けている者
- (2) 介護保険料の滞納による給付制限を受けていない者
- (3) 住宅改修をしようとする住宅の所在地に住民登録をしている者
- (4) 医療機関に入院中又は介護保険施設に入所中（退院予定日又は退所予定日が決まっている場合を除く。）でない者
- (5) 福祉用具購入費又は住宅改修費の受領委任払いについて事業者の同意を得ている者

（自己負担）

第3条 福祉用具購入費又は住宅改修費の支給のうち、受領委任払いを希望する居宅要介護等被保険者は、当該福祉用具購入費又は住宅改修費（保険給付対象となる費用部分に限る。）について、介護保険負担割合証に記載された負担割合分を自己負担しなければならない。この場合において、自己負担をする額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

（事業者の登録等）

第4条 受領委任払いの取扱いを受けようとする事業者は、受領委任払い事業者登録申請書を市長に提出しなければならない。

2 事業者のうち、福祉用具購入費の事業者については、沖縄県知事が指定する特定福祉用具販売業者及び特定介護予防福祉用具販売事業者であることとする。

3 市長は、第1項に規定する登録申請書が提出された場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、受領委任払い事業者登録簿に登録する。

4 市長は、前項の規定により受領委任払いの取扱事業者として登録を行ったときは、取扱事業者登録通知書により登録を受けた事業者に通知するものとする。

（変更の届出）

第5条 前条第4項の規定により登録通知を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録事業者の名称及び所在地その他登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに受領委任払い事業者登録変更届出書により市長に届け出なければならない。

（登録事業者の責務）

第6条 登録事業者は、法その他の関係法令を遵守し、居宅要介護等被保険者の心身状況等に応じた適切なサービスの提供を行うよう努めるものとする。

2 登録事業者は、居宅要介護等被保険者の福祉用具購入又は住宅改修のサービスの提供に当たっては、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他関係機関との連携に努めるものとする。

3 登録事業者は、正当な理由なく受領委任払いの利用を拒否してはならないものとする。

（登録事業者の取消し）

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者の登録を取り消すことができる。

（1）不正な手段により事業者の登録を受けたとき。

（2）福祉用具購入費又は住宅改修費の請求に関し、不正があったとき。

（3）前条の規定に著しく違反したとき。

（4）その他市長が登録事業者として不適当であると認めたとき。

2 市長は前項の規定に基づき取消しを行ったときは、当該登録事業者に通知するものとする。

（申請）

第8条 居宅要介護等被保険者が福祉用具購入費の支給を受けようとするときは、介護支

援専門員及びうるま市地域包括支援センターの担当職員又はその他市長が認める者が、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （１） 福祉用具を購入する理由書
- （２） 特定福祉用具のカタログの写し
- （３） 領収書の写し（ただし、領収書の原本を提示すること。）
- （４） その他市長が必要と認める書類

2 居宅要介護等被保険者が住宅改修費の支給を希望するときは、当該住宅改修の工事着工前に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認申請書（受領委任払い用）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、住宅改修に係る工事の事前申請を行い、承認を得なければならない。

- （１） 住宅改修が必要な理由書
- （２） 改修前の写真（撮影日の入ったもの）
- （３） 図面
- （４） 工事見積書
- （５） 住宅所有者の承諾書（当該住宅の所有者でない場合）
- （６） その他市長が必要と認める書類

3 居宅要介護等被保険者が住宅改修費の支給を受けようとするときは、当該住宅改修の工事完了後に、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （１） 改修後の写真（撮影日の入ったもの）
 - （２） 工事内訳書
 - （３） 領収書の写し（ただし、領収書の原本を提示すること。）
 - （４） その他市長が必要と認める書類
- （支給の決定及び支払）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支給を決定したときは、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入支給（不支給）決定通知書又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書により、通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、当該申請に係る福祉用具購入費又は住宅改修費を、当該申請に係る登録事業者に支払うものとする。

3 前項の規定による支払いがあったときは、居宅要介護等被保険者に対し、福祉用具購入費又は住宅改修費の支給があったものとみなす。

（返還）

第10条 市長は、登録事業者が偽りその他不正な手段により、福祉用具購入費又は住宅改修費を受領したときは、当該登録事業者に対し、支払いを受けた福祉用具購入費又は

住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(申請書等の様式)

第11条 この告示による申請書等の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第12条 この告示に定めるものほか、福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のうるま市居宅介護（介護予防）住宅改修に係る取扱事業者の登録及び住宅改修費受領委任払い実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示の施行の際、この告示による改正前のうるま市居宅介護（介護予防）住宅改修に係る取扱事業者の登録及び住宅改修費受領委任払い実施要綱に基づき、すでに事業者の登録を行っている場合は、住宅改修費に限り、取扱事業者の登録をせずに受領委任払いを行うことができる。

4 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のうるま市居宅介護（介護予防）住宅改修に係る取扱事業者の登録及び住宅改修費受領委任払い実施要綱の規定により作成された様式書類で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。